

賢い消費者になりましたよー！

消費生活相談

新学期、新年度など新しいスタートとともに、携帯電話などの購入を予定していませんか。

購入後「思っていたものと違う」、「こんなはずじゃなかった」などと後悔しないように、慎重に契約しましょう。

◇スマートフォン

スマートフォンは、通話とメールの通信だけではなく、どこでも手軽にインターネット検索などを楽しむことができます。

しかし、携帯電話が利用できる区域でも、スマートフォンだと圏外になり、利用できない場合があります。購入時、販売店から利用可能な区域などの説明を十分に受けましょう。



▲利用者が急増しているスマートフォン
(写真はイメージ)



<消費生活相談窓口>

●役場消費生活相談窓口（役場町民課内）

TEL 0796・36・1941（直通）

●たじま消費者ホットライン

TEL 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守！！

◇アダルトサイトなど

「興味本位でアダルトサイトを閲覧。ワンクリックで会員登録の完了となり、数万円の入会金を請求された」、「パソコンに請求画面が張り付き、電源を入れ直しても消えない」などの相談が相次いでます。

ワンクリックだけでは会員登録したことにはならないので、不当な請求には絶対応じてはいけません。

また、パソコンに不審な画面が張り付いた場合は、消去方法などをパソコンメーカーやインターネットプロバイダーに問い合わせましょう。

最近ではワンクリックでの不当請求など、インターネットを使った詐欺の手口が悪質になっています。

これらを利用するときは慎重に行い、万一「しまった」と思った場合は、早めに相談してください。